

【事案Ⅵ－２】自然災害共済金請求

・平成 29 年 4 月 25 日 申立不受理

<事案の概要>

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の損傷については共済金請求をしたものの、地震による損害割 5%以上の損害に至らなかったため、被申立人は支払対象外とした。その後、請求の趣旨を変え、平成 23 年 5 月 16 日以降の余震、平成 26 年 10 月の台風 18 号、同年 2 月の大雪により、共済契約の目的となっている建物に合計約 4,000 万円の損害が発生したため、その額に相当する共済金を支払えとの申立てがあったもの。

<不受理の理由>

委員会では、申立ての適格性について審査を行った。審査の結果、本案件を本格的に究明するためには、提出された書類・証拠のみでは不十分であるが、委員会は、裁判外紛争解決機関であり、第三者に記録の提出を求める権限もなく、専門家に鑑定を囑託する手続も存在しない。

したがって、委員会における審理手続よりも、むしろ裁判所の訴訟手続による方が合理的であると考え、本案件は裁定手続規則第 16 条第 10 号に該当するものとして、申立てを不受理とした。